



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 6 日 (金)
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (69) (行政経営推進課) 3
	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (70) (〃) 6
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (71) (指導管理課) 9

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

景観形成に関する効率的かつ的確な事務処理体制を確立するため、当該事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方機関における景観形成に関する事務を総合事務所生活環境局建築住宅課へ一元化する。
- (2) (1)により八頭郡及び日野郡の住民等の利便性が低下することのないよう、景観形成に関する届出等の受付事務を八頭総合事務所及び日野総合事務所の県民局の所掌事務とする。
- (3) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 景観形成に関する効率的かつ的確な事務処理体制を確立するため、景観法及び鳥取県景観形成条例に関する事務処理権限の区分を見直す。
- (2) 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 景観法及び鳥取県景観形成条例に基づく届出等の受理、勧告等の事務のうち鉱物の掘採に係るもの事務処理権限は、総合事務所長（現行 部長）の委任決裁事項とする。
- (2) 鳥取県環境美化の促進に関する条例に関する事務処理権限の区分について、同条例の一部改正に伴う条項ずれの整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成19年8月1日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県収入証紙条例の一部が改正され、証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができることとされたことに伴い、当該証紙による収入の方法以外の方法を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から証紙による収入の方法以外の方法により歳入を徴収するときの当該方法は、次に掲げる方法とする。
 - ア 出納員が管理する口座へ振り込まれた現金により収入する方法
 - イ 納入通知書に添えて納付される現金又は証券により収入する方法
 - ウ 書留郵便等により送付された現金又は証券により収入する方法
- (2) 証紙の消印は、警察本部運転免許課及び警察署にあっては、警察本部長が別に定める者が行うものとする。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">県民局企画総務課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">県民局県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(14) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(15) 景観形成に係る届出等の受付けに関すること</u></p> <p style="padding-left: 40px;">（日野総合事務所に限る。）。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(16) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(17) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(18) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(19) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(20) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">県民局企画県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(11) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(12) 景観形成に係る届出等の受付けに関すること</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>と。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(13) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">県民局振興課及び県民局商工労働課 略</p> <p>（福祉保健局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあ</p>	<p>（県民局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">県民局企画総務課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">県民局県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(14) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(15) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(16) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(17) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(18) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(19) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">県民局企画県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(11) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(12) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">県民局振興課及び県民局商工労働課 略</p> <p>（福祉保健局各課の所掌事務）</p> <p>第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあ</p>

つては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局福祉総務課
略

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第7号から第9号までに掲げる事務にあっては、県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(5) 略

(6) 景観形成に関すること。

(7)～(9) 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

つては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課～福祉保健局福祉総務課
略

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(15) 略

(16) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

(17) 略

(18) 略

(19) 略

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(7) 略

(8) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

生活環境局生活安全課 略

生活環境局建築住宅課

次に掲げる事務（第6号から第9号までに掲げる事務にあっては、県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

(1)～(5) 略

(6) 景観形成の指導（建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。

(7)～(9) 略

（農林局各課の所掌事務）

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

<p>農林局農業振興課 次に掲げる事務（第15号から第19号までに掲げる事務にあつては、八頭総合事務所に限る。） (1)～(12) 略</p> <p>(13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略</p> <p>農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課 略</p> <p>農林局林業振興課 (1)～(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農センター 略</p> <p>（県土整備局各課の所掌事務） 第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。 県土整備局建設総務課 略 県土整備局維持管理課 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略</p>	<p>農林局農業振興課 次に掲げる事務（第16号から第20号までに掲げる事務にあつては、八頭総合事務所に限る。） (1)～(12) 略 <u>(13) 景観形成の指導（都市計画区域外における土地（農地に限る。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関する事。</u></p> <p>(14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略</p> <p>農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課 略</p> <p>農林局林業振興課 (1)～(18) 略 <u>(19) 景観形成の指導（木竹の伐採及び都市計画区域外における土地（農地を除く。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関する事。</u></p> <p>(20) 略</p> <p>農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農センター 略</p> <p>（県土整備局各課の所掌事務） 第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。 県土整備局建設総務課 略 県土整備局維持管理課 (1)～(5) 略 <u>(6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関する事（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>県土整備局用地課～県土整備局山陰道推進室 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第70号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後										改正前									
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限									
所 属 名	事 項 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
			専 決 権 者			委 任 決 権 者							専 決 権 者			委 任 決 権 者			
			知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長					地方機関 の長	知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	
略										略									
循環型五鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）に基づく知事の権限に属する事務										循環型五鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）に基づく知事の権限に属する事務									
1 同条例第9条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等										1 同条例第10条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等									
2 同条例第9条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等の申出の要請										2 同条例第10条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等の申出の要請									
3 同条例第13条第2項の規定による市町村長の指導に従うべきことの通知										3 同条例第13条第2項の規定による市町村長の指導に従うべきことの通知									
六-十一 略										六-十一 略									
略										略									
景 観 法 ま ち づ く の 権 限 に 属 す る 事 務	景 観 法 （平成16年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	1~9 略								景 観 法 （平成16年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	1~9 略								
		10 同法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第5項の規定による通知の受理									10 同法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第5項の規定による通知の受理								

11	同法第16条第3項の規定による勧告										—	総合事務所長
12	同法第16条第6項の規定による協議の要請										—	総合事務所長
13～19 略												
20	同法第18条第2項の規定による期間の短縮の決定										—	総合事務所長
21 略												
二 鳥取県景観条例 （平成9年鳥取県条例第14号）に基づく知事の権限に属する事務												
1及び2	略											
3	同条例第11条の規定による届出等に係る市町村長の意見聴取										—	総合事務所長
4	同条例第17条第1項の規定による勧告に従わない又は協議が整わない旨の公表										—	総合事務所長
5	同条例第17条第1項の規定による勧告又は協議を受けた者に対する意見を述べる機会の付与										—	総合事務所長
6	同条例第17条第1項の規定による公表に係る景観審議会の意見聴取										—	総合事務所長
7 略												
8	同条例第18条の規定による期間短縮の旨及び再短縮する期間の通知										—	総合事務所長

	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
11	同法第16条第3項の規定による勧告										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
12	同法第16条第6項の規定による協議の要請										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
13～19 略												
20	同法第18条第2項の規定による期間の短縮の決定										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
21 略												
二 鳥取県景観条例 （平成9年鳥取県条例第14号）に基づく知事の権限に属する事務												
1及び2	略											
3	同条例第11条の規定による届出等に係る市町村長の意見聴取										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
4	同条例第17条第1項の規定による勧告に従わない又は協議が整わない旨の公表										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
5	同条例第17条第1項の規定による勧告又は協議を受けた者に対する意見を述べる機会の付与										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
6	同条例第17条第1項の規定による公表に係る景観審議会の意見聴取										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長
7 略												
8	同条例第18条の規定による期間短縮の旨及び再短縮する期間の通知										—	総合事務所長
	(一) 鉱物の掘採に係るもの										—	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの										—	総合事務所長

9~11 略	9~11 略
三~二十三 略	三~二十三 略
略	略

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表第2循環型社会推進課の項の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第71号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（証紙による収入の方法以外の方法）</u> <u>第1条の2 条例第2条ただし書の規則で定める方法</u> <u>は、次に掲げる方法とする。</u> <u>（1） 出納員が管理する口座へ振り込まれた現金に</u> <u>より収入する方法</u> <u>（2） 納入通知書に添えて納付される現金又は証券</u> <u>（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第</u> <u>156条第1項各号に掲げる証券で納付金額を超え</u> <u>ないものに限る。次号において同じ。）により収</u> <u>入する方法</u> <u>（3） 書留郵便又は民間事業者による信書の送達に</u> <u>関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項</u> <u>に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項</u> <u>に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2</u> <u>項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ず</u> <u>るものにより送付された現金又は証券により収入</u> <u>する方法</u></p> <p>（証紙の消印） 第5条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課 （課に相当するものを含む。）の長（<u>警察本部運転</u> <u>免許課にあっては、警察本部長が別に定める者。</u>以 下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務 所^にあっては各局の課長、<u>警察署にあっては警察本</u> <u>部長が別に定める者。</u>以下同じ。）は、はり付けら れた証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印し なければならない。</p>	<p>（証紙の消印） 第5条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課 （課に相当するものを含む。）の長（以下「課長」 という。）又は出納機関の長（総合事務所^にあって は、<u>各局の課長。</u>以下同じ。）は、はり付けられた 証紙を証紙消印（様式第1号）をもって消印しなけ ればならない。</p>

(収入状況の報告)

第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入(条例第2条ただし書の規定により証紙の方法以外の方法により収入した歳入を除く。次条において同じ。)については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、庶務集中局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長(以下「予算主務課長」という。)に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。

2 略

(証紙等の売りさばき手数料)

第13条 略

2 前項の売りさばき手数料は、地方自治法施行令第164条の規定に基づき、指定金融機関をして証紙又は始動票札の売りさばき代金から繰り替えて支払をさせるものとする。

様式第2号(第6条関係)その1

証紙徴収整理簿

部 課

(出納機関名)

略

備考 1～4 略

5 課長とあるのは、警察本部運転免許課にあっては、警察本部長が別に定める者とする。

6 出納機関の長とあるのは、総合事務所にあっては各局の課長、警察署にあっては警察本部長が別に定める者とする。

(収入状況の報告)

第7条 出納機関の長は、別表第1の1の項に掲げる歳入については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、庶務集中局長が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長(以下「予算主務課長」という。)に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。

2 略

(証紙等の売りさばき手数料)

第13条 略

2 前項の売りさばき手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条の規定に基づき、指定金融機関をして証紙又は始動票札の売りさばき代金から繰り替えて支払をさせるものとする。

様式第2号(第6条関係)その1

証紙徴収整理簿

部 課

(出納機関名)

略

備考 1～4 略

5 総合事務所にあっては、出納機関の長とあるのは、局の課長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。